

学校保健管理事業

1. 災害給付制度について

市立小中学校、幼稚園の管理下における児童生徒等の災害（けが等）については、学校設置者である市が、児童生徒園児が保護者の同意により、その児童生徒等について独立行政法人日本スポーツ振興センターとの間に災害共済給付契約を締結しており、学校・園管理下における災害にかかる医療費等に対する給付を受けることができる。

2. 教育委員会事務局の処理する事務

(1) 共済掛金の徴収、支払

保護者より市立学校園を通じ、共済掛金の保護者負担分を徴収し、学校設置者負担分をあわせて独立行政法人日本スポーツ振興センターに支払う。

（参考）保護者からの徴収金額 460円（掛金額の1/2）

(2) 給付事務について

学校管理下にて発生した児童生徒園児等の災害について、要した治療費等に関し、保護者からの請求に基づき、教育委員会事務局にてとりまとめ、独立行政法人日本スポーツ振興センターに請求する。

同センターは、請求に基づき支払額を決定の上、保護者へ給付金を支払う。

3. 共済掛金支払額について

(1) 小学校

区分	対象人数	単価	金額
一般	4,227人	945円	3,994,515円
要保護分	94人	55円	5,170円
準要保護分（センター補助※）	100人	715円	71,500円
準要保護分	434人	945円	410,130円
未加入分（前年度中途加入）	1人	945円	945円
合計	4,856人	—	4,482,260円

(2) 中学校

区分	対象人数	単価	金額
一般	2,280名	945円	2,154,600円
要保護分	64名	55円	3,520円
準要保護分（センター補助※）	208名	715円	148,720円
準要保護分	144名	945円	136,080円
未加入分（前年度中途加入）	0名	945円	0円
合計	2,696名	—	2,442,920円

※ センター補助

… 独立行政法人日本スポーツ振興センターが、準要保護該当者の一定人数分について、補助を実施するもの。